

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ ○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
106 (H30)	<p>児童を利用する親が、事業所からの安否確認で訪問を受け、親ともに安心できたという事例。 精神や知的の障がい児者は、震災発生直後の訪問等の対応で、ショックがかなり抑えられたという事例。 【東区】</p>	<p>福祉サービス提供事業者が軸になった災害発生時安否確認のしくみを検討する必要がある。</p> <p>事業所連合チームが地区割りで安否確認する。 障害者手帳・受給者証更新時に、近所の事業所の場所・連絡先をお知らせし、何かあれば頼るよう案内する。</p>
107 (H30)	<p>本人や子供の障がいにより、避難所に避難できず住宅で過ごし、水汲みや食糧確保に出かけても長時間並ぶことができず、入手できなくて困った。【東区】</p>	<p>障がい児者本人や家族が、優先的に水や食糧・ガソリンを確保できるような仕組みを検討する必要がある。</p>
90 (H28)	<p>54歳・男性・知的障害（療育手帳B-1） 家庭の事情から家族との同居を解消。本人は単身生活を希望し地域のアパートへ入居。 日中は就労継続支援A型にて就労。障害基礎年金2級受給中。 これまで同居家族が金銭管理を行っていたが、以後支援が得られないため社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用を検討中。 生活保護受給者は利用無料であるが、本人のような非課税世帯の方は利用料が1時間1,200円かかる。 数年前に胃潰瘍で2回入院した際、有給休暇も使い果たし、給料が0円になった経験が、本人の中に強く残っており「金銭管理は頼みたいけど、また倒れたら利用料が払えるかな」と心配しており、利用料が高いハードルとなっている状況。 就労継続支援A型での給料は時給制であり、本人の労働時間がダイレクトに反映される分、生活保護受給者よりも経済的に不安定であると感じた。【相談】</p>	<p>【課題】 日常生活自立支援事業の利用料金について</p> <p>【考えられる解決策】 日常生活自立支援事業の利用料金について、非課税世帯の無料化</p> <p>【同様の事例】 ・例えば過去には、本人が社協に出向けば300円位でやってくれたこともあり、一律ではなく、もっと柔軟になれば。 ・日自の原則は訪問になっている。</p>

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 No. 103の見解と同様		主 : 災害
【課題整理済】 No. 103の見解と同様		主 : 災害
【課題整理済】 ・日自利用件数などのデータを共有したい～札幌市は利用者が少ないと →他都市に、社協以外の金銭管理制度はないか？ 消費者センターを活用した仕組みできないか？	・平成30年度専門部会連絡会で課題整理。就労支援随新部会で継続審議することとなる。	主 : 日自・後見
社労士・行政書士等が金銭管理の仕組みを作っているところもあって、でも割にあわない。グループホームで金銭管理しているところもあるが、グループホームが職能団体に依頼して契約することができた方が良いのではないか。 A福祉会で金銭管理のシステムを持っている。法人管理口座と、本人管理口座を作っている。財産管理契約を本人と結んでいて、H銀行との提携をしている。退所後も希望者には行って法人単体ではなく、札幌市としてのシステムにする参考にできないか？	<p>【参考1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市成年後見制度利用促進計画が、令和3年3月に策定された。 <p>https://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/kouen.html</p> <p>【令和3年度】</p> <p>⇒令和3年7月1日から、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないように、本人・親族申立て事業においても、一定の要件を満たす方に対し、市長申立て事業と同様に助成実施。</p> <p>https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/zaitaku_06_3.html</p>	
1時間1200円の利用料がかかる。実施主体の社協が利用料を決められることになっているが、全国的に統一されている様子。したがって、個別に利用料設定は可能かもしれない。 金銭管理について、日時と成年後見しか制度が無い。 知的障がい、精神障がい、認知症の方が対象。単なる浪費癖は、対象にならず、契約能力がある人で、権利擁護審査会で利用決定。利用を認めてもらうことが難しい場合も、本人が支援の必要性を自覚できていないと、使えない。金銭管理はオプション。 成年後見利用支援事業についても活用を。	<p>・令和4年3月28日より成年後見制度の利用促進に係る中核機関(札幌市成年後見推進センター)が設置された。</p> <p>https://www.sapporo-shakyo.or.jp/consult/anshin/index.html</p>	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	<p>だれが何を困っているのか？ ○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
69 (H26)	<p>さっぽろしない きんこう う い にゅうしょしせつ み 札幌市内、近郊で受け入れてもらえる入所施設が見つけられない。(相談)</p> <p>※個別ケースのため詳細は記載しません。</p>	<p>にゅうしょ しせつ み 入所できる施設が見つけられない</p> <p>にゅうしょしせつ こうかつき かつよう りょうしゃ じゅんかんし すてむ 入所施設を効果的に活用するための利用者の循環システムが 必要では？地域に出られる人は出し、地域では難しい人を一定 期間施設で見ていくという流れが作れたら助かるが・・・。</p>

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
だれ 誰が なに 何を いつ どのように	うんていか いぎ きゅう かだいせりふろじえくとちーむ 運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○ ○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
かだいせりすみ 【課題整理済】 触法ケースは、障がいだけの問題ではない。司法は、障害 福祉に依頼してくる。入所施設だと、受入は定員がいっぱ い。触法ケースについては、発達障がい者支援手法開発会議 にお願いしてもよいのではないか。 入所施設からグループホームに移行しても、高齢になって 施設に戻ることがあるので、介護保険に繋がることも必要。 地域での受け皿が無いから、入所施設が必要になる。入所施 設からの地域移行について、今後の取組をどのようにする か。次年度はアセスメントから実施したい。	しんたいしよう しゃ ちてきょう しゃちいきせいかつこうすいしんぶろじえくとちーむ ・身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームにて課 題検討。	しゃいしげ 主 : 社会資 源
身體障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクト チーム設置。	【参考】 ・令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備える とともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備 を目指し、「地域生活支援拠点(以下、「拠点」という。)」の整備につい て、拠点に必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面 的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。	けいさい 掲載 : 地域 移行
	【令和3年度】 ・第36回全体会(令和3年6月) 身体障がい者・知的障がいの地域生活移行に関する課題についてどのように していくか、運営会議でどのように引継いでいくか、具体的に検討していく ことを承認。 地域生活支援拠点の検証・検討の場、課題についての報告の場について は、札幌市で検討し報告する予定と確認。	
	・第37回全体会(令和3年12月) 協議会運営会議にて、各専門部会・地域部会へ「身体障がい者・知的障が い者の地域移行に関する課題」の抽出依頼を行うことを確認、依頼を実施し たことを報告。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継 続できそうな事は継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で 解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。	
	・地域生活支援拠点検証委員会に係わる準備会議が令和4年3月30日に実 施された。	
	【令和4年度】 ・第38回全体会(令和4年6月10日) 札幌市立支援協議会の組織の中に新たに地域生活支援拠点検証委員会の設 置が承認された。 ・第39回全体会(令和4年12月8日) 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた。厚生労働省で示されて いる地方公共団体の検証および検討のための総括表及びチェックリストの様 式に基づいて検討を行っていると報告された。	

No. (年度)	じれい 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
86 (H28)	<p>53歳：男性：前頭側頭葉型認知症（発症49歳時）病名の告知を受けている。就労継続支援B型利用。妻（大腸がんの既往）と長男（小学2年）の3人暮らし。</p> <p>【本人の要望】働きたい（一般企業）。子供が小さく働くのを諦めるわけにはいかない。</p> <p>【妻の要望】働くのは諦めてくれたらいいが…病気の進行が早く言葉が分からなくなり会話が困難になっている。適切なリハビリを受け少しでも病気の進行を遅らせたい。</p> <p>【本人の状況】場所と時間にこだわりがあり自力通所出来ている。しかし、マナーの悪い人などに「死ね！」と言いつぶつづるの可能性がある。作業中の人の接触やストレスなどで床や机・自分の顔を殴る。徐々にADLも障害されてきている。</p> <p>【社会資源について】①短期入所などのレスパイトサービス：介護保険施設は同年代がない・障害福祉サービス受け入れ経験がない状況。②認知症の方へのリハビリ：医療保険では認知症のリハビリは無く、介護保険サービスでは同年代の方がいない事や、年齢に応じた仕事等への関わりや、リハビリの対応できる事業所が無い。③就労継続支援で認知症の方の受け入れ経験が少ないことと対応の困難さがある。④家族介護が困難になった時のサービスが無い。（介護保険サービスでは年齢の差が大きくご本人に違和感があるようと思われる）④病状告知されてから4年間 病院以外の関係機関につながっていなかった。【相談】</p>	<p>【課題】 若年性認知症の方への社会資源がない</p> <p>【考えられる解決策】 ①～③若年性認知症の方々の生活の困難さや必要なサービスについての調査・研究→必要なサービスの整備 ④病名告知の段階など早期に支援が受けられるような仕組み作り。</p> <p>【同様のケース】 ・急に発症すると、障害領域の資源になじまない ・記憶の保持が難しいと、愛入側のノウハウがない</p>

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>うんていかいぎ きゅう かだいせいりぶろじえくとちーむ 運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○ ○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】 働く場の不足、知識の不足もあり、受け入れ態勢ができていない。 進行も早いので、どのタイミングでサービスかの判断も難しい。 病院には同様の方が多くいるが、病院がサービス利用対象者であることを知らないかもしれない。 就労支援推進部会に検討を依頼。</p>	<p>・就労支援推進部会で継続審議中。 【参考】 <u>https://www.city.sapporo.jp/kaigo/ninchisyoshien/jakunen_tebiki.html</u> </p>	<p>しゃ 主 : 社会資 源</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	<p>だれが何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
89 (H28)	<p>夫と二人世帯の60歳女性、身体障害（遠位型ミオパチー） 1種1級、支援区分6。</p> <p>本人は、徐々に身体機能が衰えてきており、電動車いすを使用し自宅で生活している。本人は手が少し使えるのと、うまく立たせてもらうことができれば、少しの間立位を保ち、手すりにつかまって数歩移動することもできる。ただし、介助の仕方が身体状況の特性上難しい。</p> <p>夫が就労しているため、月～金は生活介護と重度訪問介護を利用し、重度訪問介護では、自宅内でトイレへの移動や家事等を支援してもらっている。土日は夫が休みだが、夫も夫自身の用事があり、外出しなければいけないこともある。</p> <p>この度、本人の利用するヘルパー事業所一社が、人員不足により本人の支援から撤退することになり、相談支援事業所が事業所紹介で関わってきた。本人からの利用希望に合わせてヘルパーを導入していきたいが、問い合わせせる先々で人員不足で対応が難しいと断られた。そのため、夫が用事をこなせないことや、本人がトイレを我慢するしかない状況がでてきてしまった。現時点ではなんとかやってきているが、重度訪問介護が利用できる事業所が少なく、この先さらに介護が必要になった場合にどうしたらよいか困っている。【相談】</p>	<p>【課題】 重度訪問介護の事業所が少ないと感じています。</p> <p>【考え方の解決策】</p> <p>①重度訪問介護を利用する方々のニーズの個別性に沿って支援ができるように、重度訪問介護を請け負う事業所が増加すると良いと思っている。そのためには、請け負う事業所側にもメリットがあるように報酬改定等も検討が必要と思われる。また、事業所によっては、ヘルパーがPA制度で稼働することを認めている事業所もあるため、障害福祉サービスとは違う形で請け負えるような方法はないかと思う。また、ヘルパーの技術向上の取り組みがあつてもよいのではないか。</p> <p>②このケース以外の重度訪問介護利用者で、支給量(時間)の半分以下しか使用していない利用者もいる。PA制度を時間拡大のためだけではなく、報酬増大(特に休日・夜間対策)のために活用できる仕組みがほしい。</p> <p>※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p>

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p>【課題整理済】 ヘルパーステーション側が、時間を細切れに色々なところへ行くので難しい。 特定の方に関わることで、本人のことも分かるし、事業所もペイする。 指導する人が増えないので、色々な事業所に派遣してもらう仕組みが作れたら良い。 今まで付き合いのある事業所同士で調整していたが、できなくなってきて、相談に繋がってきてている。相談員に力が無いとか、相談室の責任にされてしまうが、そうではない。 難病の場合、介護保険のケアマネも絡んでくるので、どちらがということもある。 難病でも、若年性認知症でも、ヘルパー技術もあるが、事業所の教育も必要。そういう違うところでも考えていかないならない。 事業所として受けたくても、事業所の職員が受けられないということもある。学校とか、きちんと教育していただけることを考えていかないといけない。 研修として、研修ができる方はどういう方が? 市としては、報酬単価の話しかできないので、報酬と実践の組み合わせの説明の方が分かりやすいと思う。 研修も必要と思う。就労支援推進部会で管理者研修も考えている。そういうところで伝えることも。 就労支援事業所の利用率を調べたら七割くらい。足りないのではなく、余っている。数が少ないから研修とか、助成をしていかないと。 障がい者プランに、必要な数を載せていかないと取り組みづらいのでは?ヘルパーがどれだけ足りないから、とどれだけ増やすのかの数字を載せないと。現状の数は出ているが、目標数値が出ていないので、協議会が目標数値を作れるように。 中長期的には、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームから分かれて会議体を持つことも必要か?</p>	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームの検討課題として追加。 ヘルパープロジェクトとしても、管理者研修の必要性を強く感じている。専門部会連絡会と協働で検討し、研修についての議論を進める(令和元年6月24日運営会議) <p>【令和3年度～4年度】 - No.1の記載と同様。</p>	主：社会資源 副：制度（国域） 副：支援技術・障がい特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
115 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用者がヘルパー利用できない ・サービス提供を拒否されてしまう。 ・ヘルパー調整ができない <p>【中央区】</p>	<p>・収支が合わない ・ヘルパーの不足 ・適切なサービス利用ができない (サービスの質、種別、時間帯) ・駐車料金が高額 (中央区)</p> <p>ていあん 提案) 1. 全市アンケート調査をお願いしたい この問題は中央区だけの問題なのか? 2. 障がい者プランの見直しをきちんと行ってもらいたい ヘルパーの必要性や実態に合わせた検討をしてもらいたい (必要なヘルパーサービスが提供されるための実態把握と体制整備をプランに提案したい)</p>
25 (H25)	<p>じゅうどしあんたいじょ 重度身体障がいの方の就職についての事例。</p> <p>就職先の目処は立っているが、職場内介助者の確保が難しくて具体的に就職が進まない状況。本人は制度外のヘルパーを利用してでも就職したい意向が強い。しかしながら、給料のほとんどがヘルパー費用に充てられることになるため、就職する意味がなくなってしまう。職場内での主な介助は排泄介助。</p> <p>雇用促進協会の職場内介助者の助成金の活用やボランティアも検討しているが、助成金は金額が不十分であったり、ボランティアも安定して長期で入れることは不安定である。(相談7)</p>	・職場内介助が必要な場合の介助者の手立てが不十分。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p>【課題整理済】</p> <p>(令和5年1月26日運営会議)</p> <p>・ヘルパーの不足は中央区だけの問題ではない。行政に協力してもらう必要もある。しかし、協議会として自分達でできることは、自分達で考え、ボランティア活動など、工夫しながら協力していきたい。</p> <p>・ヘルパーが足りないのは重度身体障がいだけではなく、知的や精神の方へも不足がある。本当に必要な方に行き届かない状況もある。</p> <p>→中央区だけではなく、全市的に実態調査を行い、その結果を障がい者プランにも反映することを目的に課題内容を確認。</p> <p>→令和5年2月の地域部会連絡会でも各区で実態調査の協力をえらべて検討することができるか意見交換をする。</p>		
<p>(令和5年2月27日 地域部会連絡会)</p> <p>・各区地域部会の取組の違いや優先度が違うので、一齊に協力するのではなく、もう少し具体的な方法などを含めて検討できる案が必要。</p> <p>→もう少しアンケート調査の発信の方法や集計、分析の方法などを協議会運営会議で詰めてから、次回以降の地域部会連絡会で検討。検討事項として持ち越し。</p>		
<p>(令和5年3月16日 運営会議)</p> <p>・ヘルパー課題への具体的な取組みは協議会の活動であることと運営会議で再度確認し、合意を得る。</p> <p>・具体的なすすめ方、アンケートの集計や分析などはどうするのかについては、議論のたたき合をつくり継続検討していくことになる。</p>		
<p>【課題整理済】</p> <p>・助成金の申請は可能。書類の作成が面倒。</p> <p>・就労支援推進部会事業提案チームで今後も検討。</p>	<p>・就労支援推進部会で継続審議中。</p> <p>【参考】</p> <p>・札幌市では令和4年度から、重度の障がいのある方の雇用の促進を図ることを目的に、重度の障がいのある方の通勤支援や職場等における支援を実施するため「札幌市重度障がい者就労支援事業」が開始された。</p> <p>https://www.city.sapporo.jp/shogafukushi/syurou/zuyudosyousayasyuruousien.html</p>	

No. (年度)	じれい 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
77 (H27)	<p>でんどうくるまいす なつば ひとり いどうかのう ふゆば いどう ・電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援を要する。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。</p> <p>げいじょう たいしょく 【現状の対処】</p> <ul style="list-style-type: none"> まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。 対応する事業所をさがしている。 <p>いんけん 【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動と就労の2つの課題がある。 ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用 元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターでの活用。 ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。（清田区） 	<p>かだい 【課題】 移動に制約のある方の就労支援。</p> <p>とりくみていあん 【取組提案】 移動支援の通勤時の利用への拡大</p>
70 (H27)	<p>さつほろし しうがいしゃにちじょうせいかつようぐ 札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は19,600円となっている。</p> <p>じぶくう とこ 獄瘡（床ずれ）がある方または予防に必要な方はエアマット等を使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上するものもあり、かなりの自己負担になってしまう。瘡瘍があり医者からエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったところ、基準額が19,600円で基準額を超える物を買うとしたら自己負担になりますと言われた。瘡瘍があり、またや痩せていて一般のマットだと痛くて眠れないので、自動で時間設定し圧の切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないのでかなりの負担となつた。（東区）</p>	<p>とくしゅ ま つ と ひつよう とく じょくそう かた よ ぼう ひつよう 特殊マットが必要で、特に瘡瘍のある方または予防が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めてほしい。</p> <p>また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額を見直しをしてほしい。</p>

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援だと移送で費用がかかる 通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も 福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが無くなってしまう 高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では 就労支援部でも介助や医療のケアの必要なケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の限界がある 介助については、される側とする側の関係性になってしまふ 就労部会への情報提供 	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。 <p>【就労支援推進部会】</p> <p>平成30年度までは部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討することを提案。</p> <p>【移動に関するプロジェクトチーム】</p> <p>平成30年よりプロジェクトチーム設置。障がい種別における移動に関する課題について調査・分析を行った。移動に関するプロジェクトチームの動きについては、No. 4 1の記載を参照。</p>	主：労働 副：移動
<p>【課題整理済】(カテゴリ変更による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他のまちの状況は? →恵庭、北広島、江別に19600円(札幌市と同額) ・日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってないとならない →まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい ・日常生活用具について検討する場がある?~無い。ただ要求じゃなくて、アイディアを交換する場も必要では?~まちプロと係長の懇談は? →担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能 →相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討(事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも) ・まちプロは怖いものじゃないことを市に知ってもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市重度障がい者(児)等日常生活用具給付事業実施要綱が令和4年3月30日に改正。令和4年4月1日から施行されている。介護・訓練支援用具の特殊マットの中に「褥瘡防止マット」が追加され、エアーマット(基準額85,000円)も給付対象となった。 <p>⇒https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/documents/yoko.pdf</p>	主：制度 (市域) 副：行政の 仕組

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
78 (H27)	<p>児童の放課後等デイサービス支給日数について</p> <p>【困りごと】 生活全般に常時援助が必要な児童（I Q20未満）への支給基準を再考してもらいたい。札幌市の支給要件を明確にしてほしい。 現状では、判定結果にかかわらず支給日数14日から始まりでいき一びすなどいけんしょにちしきゅうにつすうデイサービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思われます。</p> <p>重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要な量を提供いただける基準を再考していただきたい。また、質の高い療育を受けさせていただきたい。</p> <p>一律最大23日となっているが、最大30日となっている自治体もあり、必要な日数に応じて上限を設げず支給している自治体もある。札幌市も児にあった適切な支給日数を決定できるよう考えてほしい。</p> <p>【現状の対処】</p> <p>児童デイサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契約日数を月毎に調整し、支給日数を最大限に利用できるようしている。</p> <p>移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族へのレスパイドにしかなっておらず、今の本人に必要な支援は質の高い継続した療育と思われる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要性が薄い利用者もいる。 長期休業中や学校との連携に課題がある 児にあった適切な支給量を決定することは、判断が難しいもの重要なことである。 支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人生が変わってくるため、23日より支給が必要な児もいると考えられる。 成人の場合、就労継続支援のサービスは27日が認められるケースもある。（清田区） 	<p>【課題】 障害児にあった適切な支給日数の決定について</p> <p>【取組提案】 重度の障害児や生活状況に懸念のある児に関して、27日への支給量を認める</p>

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p>【課題整理済】</p> <p>児童関係なく、拡大だけじゃなく必要な量を。 14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のある所からの意見。 計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要有</p>	<p>【平成30年度専門部会連絡会における課題整理】</p> <p>札幌市とその都度詰合いで行っていく。個別対応で支給量を決定しているが、放課後等デイサービスの区分が導入され、様々制度が変ってきた面もある。</p>	主：制度 (市域)

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
80 (H28)	6歳男性・脊椎損傷・身障1級。同居家族が発達障がいの息子と、身体疾患のある妻のみ。他、子供がかわるがわる訪問して介護をしている。区分6で身体介護70時間、家事援助35時間の支給決定を受けている。月～土までの起床介助と週3回の入浴介助（2名体制）で受け入れ可能な事例がなく、少しでも受けられるところを受けてもらい続けた結果、5事業所を組み合わせて利用していた。ヘルパー事業所の人員不足で撤退されるようなことがたびたびおこり、自分で調整していくことが難しくなった。二度とこのようないはしたくない、死活問題である。不安なので、一事業所でなく、複数事業所を利用してまわしていきたいと希望。計画相談支援のことを知って、コーディネート役をしてもらいたいと思ったと相談を受ける。【相談】	【課題】 介護保険対象者の上乗せ要件 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について 【考え方】 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について、介護保険サービスの利用が優先になると知っておきながら相談室が積極的に介入することで、介護保険サービスを利用しないことを容認してしまうことにならないか、懸念がある。一方、コーディネート役は必要と判断できるケースであり、同様なケース（ex: 重度問介護利用者で65歳以上となる方など）についての計画相談支援について、取り扱いをどうするのか札幌市としての見解を教えてほしい
81 (H28)	6歳の女児。8歳の姉、3歳の弟（発達障がい）、1歳半（発達障がい）の弟と4人兄妹。幼稚園、児童発達支援、ヘルパー、短期入所を利用して生活をしているが、母親一人で4人の子供を相手にするのは大変で、毎週末本児を短期入所に預けたいと思ったが、月7日以上の支給決定要件に該当しなかったケース。【相談】	【課題】 短期入所の支給決定基準について 【考え方】 現行の札幌市の基準では、原則7日／月の支給決定。これ以上増やす際の要件として、あくまで長期間不在、イ、施設入所からの虐待、ウ、利用者の心身の状況が不安定、エ、施設入所待機の4要件しかない。31日／月の支給決定を受けようとする場合はこれら厳しい条件があっても良いと思うが、そこまで必要なく、月10日、14日などの支給決定を受けたい場合には別な要件を整備した方が良いと思われる。 障害第0330014号「介護給付費等の支給決定について」では、現在はこれ以前に国から示されていた原則7日／月という縛りではなく、自治体で柔軟に状況を見極めて支給決定するように示されている。 札幌市もいつまでも古い枠組みにとらわれず、柔軟な支給決定ができるような支給決定基準を作成してほしい。

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談以外とも役割分担が必要。 札幌市の支給審査基準に関係する課題。 『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。 <p>→平成31年4月現在のところ、相談支援部会地域支援員会議にて、統一した地域診断が行われたという経過はない。</p>	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護・重度訪問介護)の上乗せについて(改正)【札幌第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 	主 : 制度 (市域) 副 : 介護保 険への移行
<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市の支給審査基準に関係する課題。(80の見解と同じ) 『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。(80の見解と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> 支給審査基準に関する課題はたびたび提出されている。課題については、改めて障がい福祉課内で伝達・共有済み。 	主 : 制度 (市域)

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	だれが何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
59 (H26)	いまではサービスに頼らないでハード面の整備を行なって いたが自立支援法になりマンパワーの充実が傾きつつある。本人としてはマンパワーよりも補装具や日常生活用具の充実の方が優先順位が高い、現状としては重度訪問介護の時間数は余裕があるが補装具・日常生活用具は上限以上の利用をしている。(相談27)	じゅうどほうまんかいごりょうしゃなど ほそく にちじょうせいかつようべ 重度訪問介護利用者等の補装具・日常生活用具について
65 (H26)	日中活動サービスを、生活介護や就労継続支援B型など複数のサービスを利用する場合、各月日数一8日(実質23日/1カ月)では、頻繁に契約日数を変更しなくてはならず、申請者・保健福祉課双方の負担になっている。 日中活動サービスの日数を23日/月の枠の中で頻繁に振り分ける必要があり、外出イベントなどに参加するため、急きよ定期に変更する場合もあり、月に2度3度変更し直さなければならない時もある。(東区)	にっちゅうかつどう さーびす ふくすう さーびす りょうはあ 日中活動サービスについて、複数のサービスを利用する場合、支給量調整に係る事務の簡素化を検討する。 サービス利用計画が提出されていれば、その都度の支給量調整を要しないようにできないか。
109 (R1)	中途障がいの方、高齢の方の情報伝達のツールがない。【南区】	サポートファイルさっぽろを使うことはできないか。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
だれ 誰が なに 何を いつ どのように	うんえい か い ぎ きゅう か だい せ い り ぶ ろ じ え く と ち 一 む 運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○ ○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
かいせい いりすみ 【課題整理済】 (カテゴリ変更による) ・制度確認の結果、用具の制度改正で対応が必要になる。P A制度は現金給付目的ではないので、対象にならない。	【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専 門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。 【令和2年度～】 ・新型コロナウィルス感染拡大の状況となってしまったため、専門部会連絡 会が開催されていないため、課題整理については未実施。	しゃ 主 : 制度 ごいき (国域)
かいせい いりすみ 【課題整理済】 くに きょうざかいでき 国 の 協議会的なものに提案をしたい。	【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専 門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。 【令和2年度～】 ・No. 59の記載と同様。	しゃ 主 : 制度 ごいき (国域)
かいせい いりすみ 【課題整理済】 わん がつ にちうんえい か い ぎ (2019年7月16日運営会議) ・就労事業所で利用される場合、障がいに関する情報以外のもの（財産、権利擁護）についてはわからないことが多い。利用者に説明し親亡き後のファイルについて記載をするよ うに工夫している事業所もある。 ・南区地域部会でも引き続き、できることはないか検討を続けていく。 ・各事業所や他地域の取組みの情報共有から何かわかるかも れないで、地域部会連絡会でも情報交換をしてみる。	れいわがんねん がつ にちち いき ぶ か いれんらくか 【令和元年8月21日地域部会連絡会】 ・課題について共有し、各区で取組みがある場合は、都度情報共有をしていくことで合意。 ・具体的に統一した書式にするのは難しいが、相談支援事業所や サービス提供事業所等ができるところから行われてきている。 すぐに整えるのは難しいが、できる範囲で行うようにしていく しかない。	

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ いどう 移動	⑥ その他
41 (H26)	ふく 副	けいさい 掲載	けいさい 掲載		しゅ 主	けいさい 掲載
5 (H24)					しゅ 主	ふく 副
9 (H24)					しゅ 主	ふく 副
16 (H24)					しゅ 主	ふく 副
19 (H25)					しゅ 主	ふく 副
42 (H26)					しゅ 主	ふく 副
43 (H26)					しゅ 主	ふく 副
18 (H24)					しゅ 主	
22 (H25)					しゅ 主	
26 (H25)					しゅ 主	
48 (H26)					しゅ 主	
61 (H26)	ふく 副				しゅ 主	
62 (H26)					しゅ 主	
76 (H27)					しゅ 主	
83 (H28)					しゅ 主	
92 (H28)					しゅ 主	
93 (H28)					しゅ 主	
97 (H28)					しゅ 主	
13 (H24)						しゅ 主
34 (H25)						しゅ 主
56 (H26)						しゅ 主
68 (H26)					ふく 副	しゅ 主
74 (H27)						しゅ 主

No. (年度)	ぶんさつ 分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ いどう 移動	⑥ その他
79 (H28)						しゅ 主
100 (H29)						しゅ 主・副
7 (H24)	けいさい 掲載		しゅ 主			けいさい 掲載
27 (H25)			しゅ 主			
28 (H25)			しゅ 主			
44 (H26)			しゅ 主			
52 (H26)			しゅ 主			
73 (H27)			しゅ 主			
8 (H24)						しゅ 主
33 (H25)						しゅ 主
45 (H26)						しゅ 主
47 (H26)						しゅ 主
49 (H26)						しゅ 主
53 (H26)						しゅ 主
101 (H29)						しゅ 主
1 (H24)	しゅ 主					けいさい 掲載
4 (H24)	しゅ 主					
15 (H24)	しゅ 主					
60 (H26)	しゅ 主		ふく 副			
66 (H26)	しゅ 主					
67 (H26)	しゅ 主/前半					しゅ こはん 主/後半
82 (H28)	しゅ 主					
111 (R4)			けいさい 掲載			けいさい 掲載

No. (年度)	ぶんさつ 分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ いどう 移動	⑥ その他
112 (R4)			けいさい 掲載			けいさい 掲載
113 (R4)			けいさい 掲載			けいさい 掲載
114 (R4)			けいさい 掲載			けいさい 掲載
11 (H24)						しゅ 主
99 (H29)						しゅ 主
108 (R1)						しゅ 主
3 (H24)		しゅ 主				
6 (H24)		しゅ 主		けいさい 掲載		けいさい 掲載
20 (H25)		しゅ 主				
29 (H25)		しゅ 主				
35 (H25)		しゅ 主		けいさい 掲載		
36 (H25)		しゅ 主				
37 (H25)		しゅ 主				ふく 副
38 (H25)		しゅ 主				ふく 副
39 (H25)		しゅ 主				ふく 副
40 (H25)		しゅ 主				
46 (H26)		しゅ 主				
55 (H26)		しゅ 主				
96 (H28)		しゅ 主				
17 (H24)						しゅ 主・けいさい 掲載
87 (H28)	ふく 副					しゅ 主
88 (H28)	ふく 副					しゅ 主
91 (H28)				けいさい 掲載		しゅ 主

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ いどう 移動	⑥ その他
23 (H25)						しゅ 主・副
64 (H26)						しゅ 主
102 (H30)						しゅ 主
30 (H25)						しゅ 主・副
103 (H30)						しゅ 主
104 (H30)						しゅ 主
105 (H30)						しゅ 主
106 (H30)						しゅ 主
107 (H30)						しゅ 主
51 (H26)						しゅ 主
63 (H26)						しゅ 主・副
72 (H27)						しゅ 主
14 (H24)						しゅ 主
50 (H26)						しゅ 主
90 (H28)						しゅ 主
24 (H25)						しゅ 主
31 (H25)		けいさい 掲載				しゅ 主・副
32 (H25)						しゅ 主
54 (H26)						しゅ 主
58 (H26)						しゅ 主
69 (H26)				けいさい 掲載		しゅ 主
71 (H27)		けいさい 掲載				しゅ 主
86 (H28)						しゅ 主

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ いどう 移動	⑥ その他
89 (H28)	ふく 副					しゅ・ふく 主・副
115 (R4)	けいさい 掲載					けいさい 掲載
98 (H29)						しゅ 主
25 (H25)						しゅ 主
77 (H27)					ふく 副	しゅ 主
110 (R2)						しゅ 主
70 (H27)						しゅ・ふく 主・副
78 (H27)						しゅ 主
80 (H28)						しゅ・ふく 主・副
81 (H28)						しゅ 主
84 (H28)						しゅ 主
85 (H28)						しゅ 主
94 (H28)						しゅ 主
95 (H28)						しゅ 主
57 (H26)						しゅ 主
59 (H26)						しゅ 主
65 (H26)						しゅ 主
75 (H27)				しゅ 主		
21 (H25)						しゅ 主
109 (R1)						けいさい 掲載
2 (H24)						しゅ 主
10 (H24)						しゅ 主
12 (H24)						しゅ 主